

須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、須坂市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年3月24日 提出

提出者 須坂市議会議員 岡田 宗之
宮本 泰也

須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

須坂市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（議会議員の議員報酬月額の特例）

- 40 議会議員の議員報酬月額は、令和8年4月1日から令和9年1月31日までの間においては、第8条第1項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる報酬月額から議長にあつては100分の10、副議長にあつては100分の5、議員にあつては100分の3に相当する額を減じて得た額とする。
- 41 前項の規定にかかわらず、第8条第5項及び第6項に規定する算出の基準となる報酬月額については、別表第2に掲げる額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。